

償却資産の課税対象となる車両について

特殊自動車は、その規格により大型特殊自動車と小型特殊自動車に区分されます。

大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となり、小型特殊自動車は軽自動車税の対象になります。

◇大型特殊自動車（償却資産申告対象）の一覧表

| 自動車の構造及び原動機 | |
|-------------|--|
| (イ) | 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタ ビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タ イヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレ ーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラド ル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する 構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土 交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 |
| (ロ) | 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指 定する農耕作業用自動車 |
| (ハ) | ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 |

（道路運送車両法施行規則第二条別表第一）

〈参考〉課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分されています。

(1) 建設機械

分類番号 0, 00~09, 000~099, 00A~09Z, 0A0~0Z9, 0AA~0ZZ

(2) 建設機械以外のもの

分類番号 9, 90~99, 900~999, 90A~99Z, 9A0~9Z9, 9AA~9ZZ

◇小型特殊自動車（償却資産申告対象外、軽自動車税）

小型特殊自動車は、大型特殊自動車以外の特殊な構造を有する自動車で、償却資産の申告対象外ですが軽自動車税の対象となります。下表に該当する小型特殊自動車は、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象となりますので、申告によりナンバープレートを取得し、取り付ける必要があります。

【小型特殊自動車（軽自動車税）の一覧表】※償却資産の申告は必要ありません。

| 自動車の構造及び原動機 | 最高速度 | 長さ | 幅 | 高さ |
|--|-------------------|-------------------|----------------|----------------|
| 上表(イ)に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの | 15km/h 以下のも もの | 4.7m 以下の もの | 1.7m 以下 のもの | 2.8m 以下 のもの |
| 上表(ロ)に掲げる自動車であって、最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの | 35km/h 未 満のもの | | | |